

## 平成27年第2回定例会(平成27年6月26日)

### 厚生環境教育委員会委員長

去る六月十一日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第二号)』関係部分、ほか三件について、六月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第二号) 関係部分』についてであります。

「社会福祉課」関係部分では、当局より、生活保護事務に要する経費の追加額として、県の委託金を充て、被保護世帯の生活実態を調査することによって、生活保護基準の改定等、生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とした社会保障生計調査(いわゆる家計簿調査)を10の被保護世帯を対象に実施する旨の説明がなされました。

委員より、調査世帯の抽出方法や調査実施者についての質疑がなされ、当局より、県から配分された10の枠は各地区から満遍なく抽出する、また、調査はケースワーカーが実施するとの答弁がなされ、これを了といたしました。

次に、「教育総務課」関係部分では、中学校の統合に要する経費として、山の手中学校と浜脇中学校の統合に伴い、西小学校用地を測量する経費を補正計上したといった説明がなされました。

委員より、跡地計画がないまま学校統合が進んでいくことに対して質疑がなされ、当局より、跡地計画も今後さらに検証していかなければならないが、生徒数の激減により、浜脇中学校の教育活動に支障がではじめたので、子どもたちの教育の保障のためには統合が必要との答弁がなされました。

また、委員から児童生徒適正化計画に基づく今後の統合計画についての質疑がなされ、当局より、西・青山小学校の統合、及び浜脇・山の手中学校の統合をもって終了する旨の答弁がなされました。

その他、委員から今後、統合校においてグラウンド等の配置計画等をする際には野球やサッカーなどの団体スポーツが十分にできる広さを確保するよう要望がなされました。

その他縷々(るる)質疑・意見等がなされましたが、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第二号) 関係部分』については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、『議第五十九号』『議第六十号』及び『議第六十五号』以上三

件の市長専決処分について審議いたしました。

まず『議第五十九号』につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第1号被保険者の保険料の減額(げんがく)賦課(ふか)についての基準が定められたことに伴い、この減額賦課に必要な軽減財源として、国費・県費を収入として一般財源に受入れ、一般財源から支出する別府市の負担額に国費・県費を含めたものを介護保険事業特別会計に繰り出したものであるとの説明が当局よりなされました。

次に『議第六十号』につきましては、『議第五十九号』による一般会計からの繰出金を介護保険事業特別会計において、第1段階介護保険料の減額財源として繰り入れたとの説明がなされました。

最後に、『議第六十五号』につきましては、介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課についての基準が定められたことに伴い、当該基準によって保険料の減額賦課を行うため、関係条例の改正を行ったとの説明がなされました。

以上、三議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。